平成２６年（フ）第１５５４号
名古屋市中川区法華西町３丁目40番地の１
破産者　有限会社ノダ電気工事
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８４号
兵庫県加古郡播磨町宮西１丁目11番２号
破産者　株式会社昭和建設工業
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３６５号
岡山市南区福田313番地14
破産者　松本日出也
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６８６号
広島市西区庚午北２丁目16番10号
破産者　株式会社ランデック
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１７号
福岡県久留米市国分町1439番地の５
破産者　有限会社馬場建装
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３４９号
鹿児島県鹿児島市吉野町4052番地１
破産者　株式会社たつほう
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
沖縄県宜野湾市大山３丁目20番11号
破産者　ピュアコーヒー株式会社
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第２７号
沖縄県那覇市松尾２丁目22番28号　雅梨香ビル１階
破産者　有限会社きものの華翔
１　決定年月日　平成27年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第６３９号
東京都東大和市蔵敷２丁目479番地の２、破産手続開始決定時の住所東京都東大和市中央１丁目５番地の９
破産者　横田　方雄
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８１８号
東京都武蔵村山市神明１丁目29番地
破産者　株式会社エムツーショップドットコム
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８１９号
東京都武蔵村山市神明１丁目29番地
破産者　株式会社シリオン
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８２０号
埼玉県所沢市東新井町321番地の３
破産者　森田　泰生
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８５３号
東京都府中市幸町１丁目13番地の１レオパレス幸良106
破産者　小笠原　望
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１８４８号
横浜市中区石川町１丁目17番６　エル元町102号
破産者　12ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ株式会社
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６７号
金沢市富樫２丁目１番12号
破産者　有限会社福井不動産
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２３２号
静岡県伊豆市小下田505番地の１
破産者　有限会社樹林
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
静岡県浜松市天竜区春野町堀之内1514番地
破産者　株式会社ネットワークソーシャル
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３０７号
静岡県浜松市南区三島町446番地
破産者　有限会社ソレイユ
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３０８号
静岡県浜松市浜北区中条1043番地の２
破産者　株式会社松の樹
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１００号
三重県伊賀市上野紺屋町3164番地
破産者　有限会社花咲かじいさん
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１０２６号
京都市中京区三条通河原町西入石橋町30番地
破産者　有限会社アルベット
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
岡山市北区花尻ききょう町１番地106
破産者　杉本　裕司
１　決定年月日　平成27年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部